

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

輝建設株式会社

平成19年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 輝建設株式会社の概要

II . 審査経過・確認資料一覧

III . 輝建設株式会社の審査における判定事由書

I 輝建設株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 輝建設株式会社 代表取締役 小原公輝
大阪府大阪市福島区吉野 4-19-3
2. 認定事業体 輝建設株式会社
大阪府大阪市福島区吉野 4-19-3
<http://www.terukensetsu.jp>
3. 事業内容・業種 建設業／建設業：木造注文住宅の設計・施工、改修

[取得資格]

建設工事業・一級建築士事務所

4. 沿革・概要

輝建設株式会社は、1993 年設立。国産無垢材にこだわった個人向け注文住宅の新築工事、改修工事を手がけている大阪市の工務店である。大阪市周辺を中心に自社の設計と施工で対応し、古民家の再生や自然素材の家などを提案している。

97 年頃より、OM ソーラーハウスに取り組んだのをきっかけに国産材、自然素材にこだわった家づくりを展開し、2003 年 7 月には、FSC の Coc. 認証を取得し、2006 年度は FSC 認証（主要構造材に 100 パーセント使用）の個人向け新築住宅、9 棟完工。

約 120 m² の FSC 認証材（主要構造材のみ）を使用した。

【従業員数】

10 名

【社内の建築資格所有者】

一級建築士 2 名／二級建築士 3 名／インテリアコーディネーター 2 名

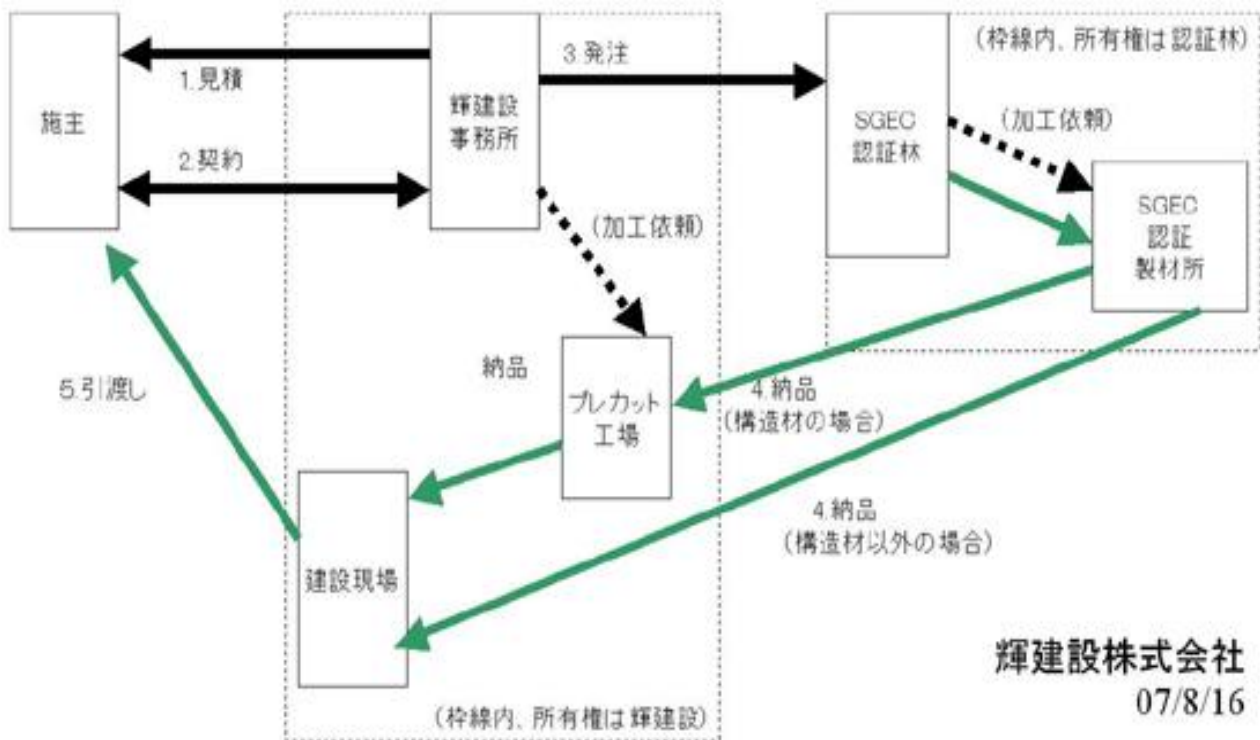
【主な加盟団体】

- OM ソーラー協会加盟工務店
- 日本民家再生リサイクル協会会員登録事業者
- 優良工務店の会（Quality Builders Club）加盟工務店
- きんきの木の会会員
- 緑の列島ネットワーク会員
- 日本林業同友会
- FSC サプライヤー

5. 分別・表示管理体制の確立

輝建設株式会社(以下:同社)は、「SGEC 認証材取扱マニュアル」及び「分別・表示管理計画」を定め、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、建設の各段階で混在しないよう、分別・表示し、認証林産物の普及・PRに努めることとしている。

輝建設分別表示管理計画図



(以下取扱マニュアル概略)

①構造材

構造材とは木造軸組み工法の主要構造材を指し、具体的には柱・梁・土台・大引などを指す。

SGEC 分別・表示事業体認定を受けた製材所より出荷された主要構造材は、同社と同社の定める方法にて SGEC 認証材を取り扱うと覚書を交わしたプレカット工場に納められる。

同プレカット工場で扱われる材料は、同社より支給された材料以外は、通常、集成材のみであり、容易に他社支給材との判別が可能である。但し、混在の可能性を完全に捨てきれないため、「パレットを分けて置く、ラベリングする」など、混在させないための現地対応を行なっている。

建築現場の建て方時には、構造材以外の材料で構造材に形状が似た材料は入らないので混在する可能性はない。

②内装材

同社の木製の内装材とは、床板、壁板、天井板及び、建具や家具などに使われる材料を指す。

通常、これら内装材は部位毎その製造コストを落とすため、ひとつの製材所に製造委託をする（例：床板の場合、A社とB社の床板を混ぜ合わせてある居室に張ることはない）。そのため、それぞれの内装材については混在することはない。内装材は SGEC 分別・表示事業体認定製材所より当社建築現場に納められる。

③下地材

同社にて木製の下地材とは、構造材、内装材以外の材木を指す。それらは分別・表示事業体認定製材所より同社建築現場に収められる。

下地材については工事の進捗状況によっては非 SGEC 分別・表示事業体認定より入荷する場合もあるので、その場合は、納品書などで SGEC 認証材と非 SGEC 認証材、それら立米数の比率などを算出しなければならない。

なお、「SGEC 分別・表示管理体制」を定め、SGEC 認証に関する業務については、担当責任者を小原響とする。また、プレカット工場については、加工委託先の「奈良木材株式会社」代表取締役の佐尾知哉氏としている。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 輝建設株式会社の審査経過

輝建設株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの
児島裕、野田昭一、の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年7月1日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

8月9日／書類確認及び現地確認

(場 所)

輝建設株式会社及び同社建築現場
株式会社タツミ関西プレカット工場(現「奈良木材株式会社」)
住宅建築現場(神戸市北区)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

(出席者)

輝建設株式会社	常務取締役	小原 響
奈良木材株式会社	代表取締役	佐尾知哉

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 輝建設本社において事業の概要、現行の原木の購入、製材から建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社支給材のプレカット加工委託先である奈良木材株式会社において、工程、パレットの分別状況を確認した。
4. 建築現場における工程管理、使用部材の分別状況・使用状況を確認した。

9月18日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・表示管理計画書
- ・ S G E C 認定事業体分別・表示管理体制表
- ・ SGEC 認証材取り扱いマニュアル
- ・ 輝建設株式会社 HP: <http://www.terukensetsu.jp/>

Ⅲ. 輝建設株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、「輝建設株式会社審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、輝建設株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

輝建設株式会社（大阪府大阪市福島区）は、1993 年に現代表取締役の小原公輝氏が設立した工務店である。大阪市周辺を主な営業圏として、順調に事業活動を展開してきており、昨年の実績は、個人向けの新築住宅を 9 棟完工している。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

輝建設株式会社は、大阪市周辺を主な営業圏として、オール国産材の注文住宅を掲げた地域に根ざした家づくり活動を展開している工務店である。

一級建築士事務所を併設し、設計から施工までの一貫体制を取り、品質向上に努めている。

「無垢の木、それも家の建つところの近くで育った国産材にこだわっています。遠くで切り出され運ばれた木より、近くで育った材は周囲の自然や環境に調和しやすく、住んでいて心地良い家になると考えているからです。」(同社 HP より)

また、2003年にはFSCのCoc.認証を取得し、森林認証材の家づくりにも積極的に取り組んでいる。

以上のことから、事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回のSGEC認定事業体への取組は、今春SGEC森林認証を取得した隣県奈良県の清光林業と連携を取りながらの申請であり、これまでも継続的な取引関係があるとともに、今後さらに連携を強めていくためのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

輝建設株式会社では、前記の清光林業の協力を得ながら、「2年後に家を建てる人」を募って、新月伐採した材を天然乾燥によって使用する取組を始めており、「施主に地域材の良さを、時間をかけて楽しんでもらえる」ものとして、業界でも注目されている。

また、古民家再生やOMソーラーの家づくりにも積極的に取り組んできており、そのような取組を通して施主と信頼関係を築き、地域に根ざした家づくりをめざしている。

このような取組は、自社のホームページやブログを通じて広くPRしている。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

輝建設株式会社では、「SGEC認証材取扱マニュアル」に基づいた「認証材分別・表示管理計画書」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

輝建設株式会社は、住宅部材の仕入れは、SGEC森林認証森林所有者及び、SGEC

分別・表示事業体認定を受けた製材所と直接取引しており、同社の設計により発注された認証林産物は、主要構造材を除き、直接現場に届けられ、在庫は基本的に生じない。また、主要構造材については、同社の定める方法にて SGEC 認証材を取り扱おうと覚書を交わしたプレカット工場に直接納められ、そこで加工されて、建築現場に届けられ、これら工程において、非認証林産物と混在する可能性はない。

なお、「SGEC 認証材取扱マニュアル」に基づいた「分別・表示管理体制」を整備している。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

輝建設株式会社では、SGEC 認証に関する業務については、担当責任者を小原響とし、「SGEC 認証材取扱マニュアル」に基づいて、社員及び協力業者を対象として、年一回の「森林認証に関する教育プログラムを実施している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

「SGEC 認証材取扱マニュアル」に基づいた「SGEC 認証材に関する書類の取り扱い」要領を作成し、適切な管理を行っている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

「SGEC 認証材取扱マニュアル」により、協力業者にも原料及び製品などについての定期的棚卸し記録の保存を要求しており、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備える体制を取っていることを確認した。